

保育の利用に係る優先利用等について

1 趣旨

待機児童解消に向けて保育の受け皿拡大を進めているが、保育士自身の子どもが保育所等を利用できずに待機児童となった場合、保育の担い手確保の阻害要因となることから、保育士等の子どもを対象に保育所等の優先利用が可能となるよう、保育所等利用調整基準の改正を行う。

2 改正の考え方

(1) 保育士等の範囲

- ・保育に携わる保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師）
 - ・放課後児童健全育成事業に従事する支援員及び補助員
- ※上記有資格者のほか、子育て支援員研修を修了した者を含む。

(2) 勤務施設等

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、通年制保育園、へき地・季節保育所、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業を実施する施設等

※市外の施設を含む。

※就労内定している者を含む。

(3) 確認書類

- ・雇用証明書
- ・保育士証、免許状、子育て支援員研修の修了証書等

(4) 調整点数について

保育士等の子どもが保育所等を優先利用できることにより、保育士等の就労が促進され、保育の受け皿拡大を図ることができ、最終的により多くの待機児童が解消されるものと判断し、高い加点とする。

※常勤、非常勤による差は設けない。

※転所申込についても、転所することにより当該保育士の負担軽減等により保育の受け皿が確保できると考え、優先するものとする。

(5) 実施時期

答申後、速やかに基準を改正し、施行する。

また、待機児童解消へ向けた対応であることから、保育士配置基準の弾力化に合わせ、緊急的・時限的な対応とする。